

阪神高速道路株式会社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

新(2023年9月6日～)	旧
<p>阪神高速道路株式会社（以下「当社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、当社的高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。</p> <p>阪神高速道路株式会社</p> <p>（適用）</p> <p>第1条 法第24条第1項の規定に<u>における運転者が通行させる自動車その他の車両</u>（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社的高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>第2条～第8条 略</p>	<p>阪神高速道路株式会社（以下「当社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、当社的高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。</p> <p>阪神高速道路株式会社</p> <p>（適用）</p> <p>第1条 <u>当社が</u>法第24条第1項の規定に<u>基づき料金を徴収する自動車その他の車両</u>（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社的高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>第2条～第8条 略</p>